## 事業概略書

事	業		名	就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援プログラ
	7	<b>K</b>	乜	ム実施時における課題検討について
事	業	目	的	先行研究において発達障害者や精神障害者の受け入れが困難な理由が複数
				存在することが指摘されている。本事業では課題解決に向けて、以下の 2
				点を事業目標とした。
				① 効果的な取り組みや障害特性、支援プロセスごとの配慮事項についてま
				とめ「就労支援マニュアル」を活用し、全国4エリアにおいて、啓発研
				修事業(セミナー)、コンサルテーション事業を実施する。
				② 発達障害者や精神障害者が利用できる就労移行支援事業所を増やすた
				めに、「就労支援マニュアル」の執筆者をコンサルタントとして8事業
				所に派遣し、「就労支援マニュアル」や啓発研修事業を通して伝達した
				情報が、実践現場でどのように活用されるかについて調査する。
				① 全国の就労移行支援事業所の職員を中心に、発達障害者の就労支援につ
				いての見識が深い支援者を委員とした検討委員会を設置した。
				② 全国4エリア(「東北ブロック」「関東ブロック」「北陸ブロック」「中四
				国ブロック」)において、就労移行支援事業所の職員を対象とした「発
				達障害者のための就労支援セミナー(2日間、各エリア・定員 30 名程
				度)」を開催した。
				③ セミナーのプログラム内容については、「就労支援マニュアル」を基に
				企画し、同一のプログラムを全エリアで実施した。また、グループワー
				ク形式の課題検討を含み、「障害特性のアセスメント」や「地域での連
				携体制構築」について検討するものとした。
				④ 上記②の各エリアからコンサルテーションを希望する就労移行支援事
				業所(以下、「コンサル対象事業所」という)を2事業所ずつ、合計8
事	業	概	要	事業所選定し、「就労支援マニュアル」の執筆者をコンサルタントして
				派遣した。
				⑤ コンサル対象事業所は、コンサル開始前に、先駆的な実践を行う就労移
				行支援事業所に職員を派遣し、先駆的なプログラムや既作マニュアルの
				活用について、見学・実習(実地研修)を経験するものとした。
				⑥ 見学・実習協力事業所については、先行研究における先駆的な事例を基
				に、発達障害者や精神障害者の就労支援に特化した事業所を各エリア 2
				カ所程度ずつ選定した。
				⑦ また、コンサル対象事業所は、コンサルタントとともに、コンサル開始
				前の課題整理や希望する技術支援の内容について整理を行った。既作マ
				ニュアル導入後、コンサルタントからスタッフ会議等を通じた技術支援
				を適宜受けた。技術支援の内容とその後の成果については、コンサルター
				ント、コンサル対象事業所のそれぞれが記録し、検討委員会に報告した。

	⑧ コンサル対象事業所は、上記②の「発達障害者のための就労支援セミナー」の受講を必須とした。
事業実施結果 及び効果	<ul><li>① 就労支援マニュアルの活用により、発達障害者や精神障害者の受け入れを検討する就労移行支援事業所に対し、発達障害者や精神障害者に効果的な取り組み事例を複数提案することができた。</li><li>② 各エリアにおいて、啓発研修事業やコンサルテーション事業を実施したことにより、地域ニーズを踏まえた事業展開のあり方検討や地域資源ネットワークづくりに寄与した。</li></ul>
事業主体	郵便番号:〒224-0024 所 在 地:神奈川県横浜市都筑区東山田町 270 番地 法 人 名:社会福祉法人横浜やまびこの里 電話番号/E-MAIL: 045-591-2728 / yamabiko@yamabikonosato.or.jp

## (注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず 提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。